

# 文教福祉常任委員会 会議録

令和7年3月14日（金）午前9時00分～  
小美玉市役所 3階 議会委員会室

小美玉市議会

## 文教福祉常任委員会

令和7年3月14日（金）午前9時～

議会委員会室

1. 開 会
2. 委員長あいさつ
3. 執行部あいさつ
4. 議 事
  - ① 議案第 5 号 小美玉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
  - ② 議案第 12 号 小美玉市介護保険条例の一部を改正する条例について
  - ③ 議案第 13 号 小美玉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
  - ④ 議案第 14 号 小美玉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
  - ⑤ 議案第 19 号 小美玉市任期付市費負担教職員の採用、給与及び勤務条件等の特例に関する条例の一部を改正する条例について
  - ⑥ 議案第 20 号 小美玉市公民館条例の一部を改正する条例について
  - ⑦ 議案第 23 号 旧小川小跡地周辺地域再整備検討委員会設置条例を廃止する条例について
  - ⑧ 議案第 24 号 旧橘小跡地整備検討委員会設置条例を廃止する条例について
  - ⑨ 議案第 25 号 令和6年度小美玉市一般会計補正予算（第9号）
  - ⑩ 議案第 26 号 令和6年度小美玉市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
  - ⑪ 議案第 27 号 令和6年度小美玉市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）
  - ⑫ 議案第 29 号 令和6年度小美玉市介護保険特別会計補正予算（第3号）
  - ⑬ 請願第 1 号 脳脊髄液減少(漏出)症医療改善を求める意見書を国及び茨城県に提出することを求める請願書
5. その他
6. 閉会

出席委員（7名）

2番	宮内勇二君	4番	内田和彦君
9番	島田清一郎君（副委員長）	10番	鈴木俊一君
12番	石井旭君（委員長）	13番	谷仲和雄君
14番	長島幸男君（議長）	17番	大槻良明君

欠席委員（なし）

---

付託案件説明のため出席した者

市長	島田幸三君	教育長	羽鳥文雄君
保健衛生部長	大原光浩君	福祉部長	佐々木浩君
教育部長	植田賢一君	教育委員会理事兼指導室長	狩谷秀一君
医療保険課長	石井博君	健康増進課長	太田由美江君
社会福祉課長	長沼光子君	介護福祉課長	小川和夫君
地域包括支援センター長	酒井美智子君	こども課長	高根澤博巳君
こども家庭センター長	尾形健君	教育指導課長	吉田桂子君
教育企画課長	田山智君	生涯学習課長補佐	島田広幸君
スポーツ推進課長	比気龍司君	文化芸術課長	片岡理一君

---

議会事務局職員出席者

書記 井坂 義久

午前 9時00分 開会

◎開会の宣告

○副委員長（島田清一郎君） おはようございます。

それでは、ただいまより文教福祉常任委員会を開会いたします。

委員長挨拶、石井委員長お願いいたします。

○委員長（石井 旭君） 改めて、皆さんおはようございます。

大変お忙しい中、文教福祉常任委員会ということで、早朝よりお集まりいただきまして大変ご苦労さまでございます。

令和の米騒動も備蓄米を放出しても、農協さんの対応の仕方というのが新聞記事に載っていきまして、なかなか解決しないのかなという心配をしているところでもあります。

新米もあと半年すれば出るということで、米のほうがちよっと安定しないということが日本人の一番の主食米でありますし、野菜も高い、大変心配されますが、そういった中でありますが、予算委員会のほうもしっかりと審議されまして通ったわけではありますが、本日は本委員会に付託されました議案12件、請願1件につきまして、委員の皆様には慎重なるご審議をお願い申し上げまして、簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○副委員長（島田清一郎君） ありがとうございます。

続きまして、執行部挨拶、島田市長お願いいたします。

○市長（島田幸三君） おはようございます。

三寒四温という言葉がありますけれども、今日は20度上がりになるのかな、来週当たり火曜日、水曜日は7度とか8度とか半分くらいな気温ということで、体調に皆さん気をつけてお過ごしいただければなというふうに思います。

文教福祉常任委員会、上程しましたそれぞれの議案の慎重なるご審議のほどをお願い申し上げます。一言ご挨拶に代えさせていただきます。よろしく申し上げます。

○副委員長（島田清一郎君） ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。議事進行は委員長にお願いいたします。

○委員長（石井 旭君） それでは、早速議事に入るわけでございますが、議事に入る前に、本日、福島議員が傍聴いたしますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

それでは、本日の議題は、3月7日に付託されました議案審査付託表のとおりであります。関係資料につきましては、スマートディスカッションに保存されています。準備はよろしいでしょうか。

当委員会の議事の進め方でございますが、質疑の方法は一問一答方式とし、一人の方が全て終了するまで質疑を続けることとします。簡潔かつ明瞭になされ、重複質疑を避けられますよう、よろしくお願いをいたします。

また、執行部においても、マスクを外し、明快な答弁をお願いいたします。なお、執行部が即時に答弁し難い質疑があった場合は当該質疑に対する答弁を一時保留とし、委員には次の質問をお願いいたします。一時保留とした答弁は、執行部において整い次第、再開することといたします。各委員におかれましては、よろしくご協力のほどお願いをいたします。

なお、会議録作成の都合上、発言の際はマイクを使っていただき、質疑が終わりましたら、必ず電源をお切りいただきますようお願いをいたします。

それでは、これから付託議案の審査に入ります。

初めに、議案第5号 小美玉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

執行部より説明を求めます。

吉田教育指導課長。

○教育指導課長（吉田桂子君） それでは、議案第5号 小美玉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして説明いたします。

提案理由といたしましては、市内小中義務教育学校において、学校評議員を学校運営協議会委員に移行したことに伴い、特別職の名称を改めるためでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表をご覧ください。

表右側、現行の学校評議員を、左側の改正案のとおり、幼稚園評議員とするものでございます。

学校評議員会は、現在、市内小中義務教育学校全てにおきまして学校運営協議会に移行しており、評議員会は幼稚園のみで実施されていることから、このたび名称変更を行うものでございます。なお、学校運営協議会委員は、既にこの条例において、特別職の位置づけがされております。

以上、説明といたします。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（石井 旭君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手によりこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（石井 旭君） よろしいですか。

ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（石井 旭君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第5号 小美玉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（石井 旭君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第12号 小美玉市介護保険条例の一部を改正する条例について議題といたします。

執行部より説明を求めます。

小川介護福祉課長。

○介護福祉課長（小川和夫君） それでは、議案第12号 小美玉市介護保険条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

こちら、現在、地域支援事業として実施をしております配食サービス事業の内容につきまして、令和7年度より保健福祉事業に位置づけた上で、引き続き継続して実施していくために必要な改正を行うものとなります。なお、財源につきましては、全て第1号被保険者の保険料で行うものとなります。

よろしくお願ひいたします。

○委員長（石井 旭君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手によりこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（石井 旭君） よろしいですか。

ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（石井 旭君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第12号 小美玉市介護保険条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（石井 旭君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第13号 小美玉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について議題といたします。

執行部より説明を求めます。

小川介護福祉課長。

○介護福祉課長（小川和夫君） それでは、第13号の小美玉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

こちら、介護保険法及び関係省令等の一部改正に伴いまして、介護支援専門員1人当たりの取扱い件数等の改正を行うものであります。

内容は以上でございます。

○委員長（石井 旭君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手によりこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（石井 旭君） よろしいですか。

ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（石井 旭君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第13号 小美玉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について採決をいたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（石井 旭君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第14号 小美玉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について議題といたします。

執行部より説明を求めます。

高根澤こども課長。

○こども課長（高根澤博巳君） 議案第14号 小美玉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

小美玉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の施行に伴い所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表でご説明をさせていただきますので、3ページをご覧ください。

栄養士法が改正され、令和7年4月1日以降、管理栄養士育成施設卒業者は栄養士免許を取得せずとも管理栄養士国家試験を受験することが可能になったことに伴い、第17条第1項第2号において、「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加えるものでございます。

これまで、栄養士の配置を求めていたところ、栄養士免許を所持しない管理栄養士を配置した場合でも要件を満たすことができるよう所要の改正を行うものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどお願いいたします。

○委員長（石井 旭君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手によりこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（石井 旭君） よろしいですか。

ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（石井 旭君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第14号 小美玉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（石井 旭君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第19号 小美玉市任期付市費負担教職員の採用、給与及び勤務条件等の特例に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

執行部より説明を求めます。

吉田教育指導課長。

○教育指導課長（吉田桂子君） それでは、議案第19号 小美玉市任期付市費負担教職員の採用、給与及び勤務条件等の特例に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

提案理由ですが、一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正に伴い所要の改正を行うためでございます。

内容ですが、このたび法改正等により令和7年4月1日から茨城県全域が地域手当支給の対象となることに伴う改定を行うものでございます。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

第6条で定めております手当につきまして、左側、改正案におきまして、地域手当を追加

してございます。

第9条は、条文表記の変更を行うものでございます。

第2項は、教員調整額の算定方法を定めておりますが、県費負担教職員に準じたものとなっていることから、改正案では、県費負担教職員に準じたものと改めてございます。

第3項につきましても、現在、県に準じており、第6条のみにより運用が可能であるため、改正案において全文を削除してございます。

以上説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（石井 旭君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手によりこれを許します。

谷仲委員。

○13番（谷仲和雄君） おはようございます。よろしく願いいたします。

この市費負担教職員の今、現在採用数というのをちょっと教えていただければと思います。

○委員長（石井 旭君） 吉田教育指導課長。

○教育指導課長（吉田桂子君） 令和6年度で申し上げますと10名で、うち教諭が2名、講師が8名となっております。

以上です。

○委員長（石井 旭君） 谷仲委員。

○13番（谷仲和雄君） 10名いらっしゃるということで、ありがとうございました。

以上です。

○委員長（石井 旭君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（石井 旭君） よろしいですか。

ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（石井 旭君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第19号 小美玉市任期付市費負担教職員の採用、給与及び勤務条件等の特例に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（石井 旭君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第20号 小美玉市公民館条例の一部を改正する条例について議題といたします。

執行部より説明を求めます。

島田生涯学習課長補佐。

○生涯学習課長補佐（島田広幸君） それでは、議案第20号 小美玉市公民館条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

提案理由でございますが、小川公民館の閉館に伴い所要の改正を行うため、この案を提出するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表をご覧ください。

現行の別表第1に記載されてございます小美玉市小川公民館の項目を削除し、別表第2の2に記載されてございます小川公民館使用料の表を削除するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（石井 旭君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手によりこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（石井 旭君） よろしいですか。

ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（石井 旭君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第20号 小美玉市公民館条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（石井 旭君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第23号 旧小川小跡地周辺地域再整備検討委員会設置条例を廃止する条例について議題といたします。

執行部より説明を求めます。

島田生涯学習課長補佐。

○生涯学習課長補佐（島田広幸君） 議案第23号 旧小川小跡地周辺地域再整備検討委員会設置条例を廃止する条例についてご説明させていただきます。

提案理由でございますが、旧小川小跡地周辺地域再整備検討委員会の設置目的が達成されたことから、この案を提出するものでございます。

この委員会は、旧小川小跡地周辺地域の再整備に関する検討を行うために設置されましたが、令和4年3月に策定された旧小川小跡地周辺地域再整備基本計画の答申が完了したことにより委員の任期も満了してございます。

以上の理由により、本条例に基づき当委員会を廃止するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（石井 旭君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手によりこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（石井 旭君） よろしいですか。

ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（石井 旭君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第23号 旧小川小跡地周辺地域再整備検討委員会設置条例を廃止する条例について採決をいたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（石井 旭君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第24号 旧橋小跡地整備検討委員会設置条例を廃止する条例について議題といたします。

執行部より説明を求めます。

比気スポーツ推進課長。

○スポーツ推進課長（比気龍司君） それでは、議案第24号 旧橋小跡地整備検討委員会設置条例を廃止する条例についてご説明をいたします。

提案理由でございますが、旧橋小跡地整備検討委員会の設置目的が達成されたことから同委員会を廃止する改正案を提案するものでございます。

この委員会では、旧橋小跡地の有効な整備を検討するために設置されましたが、委員会におきまして、旧橋小跡地を小川運動公園たちばな広場とし、スポーツを中心に地域の子どもから高齢者までの多世代が集える交流の場として活用するとの答申が令和4年3月14日に完了していることにより、本案を提出するものでございます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（石井 旭君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手によりこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（石井 旭君） よろしいですか。

ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（石井 旭君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第24号 旧橋小跡地整備検討委員会設置条例を廃止する条例について採決をいたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（石井 旭君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第25号 令和6年度小美玉市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

片岡文化芸術課長。

○文化芸術課長（片岡理一君） 議案第25号 令和6年度小美玉市一般会計補正予算（第9号）のうち文教福祉常任委員会所管分のご説明をいたします。

6ページをお願いいたします。

文化芸術課所管となります。

第2表繰越明許費補正。1、追加のうち10款教育費、5項社会教育費、四季文化館施設維持管理費346万5,000円でございます。四季文化館の電気引込み、地中埋設、高圧ケーブル等更新工事につきまして、高圧ケーブル等の入荷が4月以降となるため、予算の繰越しをお願いするものでございます。

以上です。

○委員長（石井 旭君） 田山教育企画課長。

○教育企画課長（田山 智君） 同じく6ページ。

第2表繰越明許費補正、2.変更において、10款教育費、2項小学校費、事業名、小学校施設管理費について、繰越明許費額を変更前3億7,406万6,000円から変更後3億7,461万6,000円と55万円増額するものでございます。

内容ですが、羽鳥小学校特別支援学級教室改修工事の交付金内示額の増によるものです。

○委員長（石井 旭君） 小川介護福祉課長。

○介護福祉課長（小川和夫君） 続きまして、今回の補正予算の内容についてご説明に入りたいと思います。

初めに、歳入のほうでございます。

ページは11ページをお願いいたします。

14款の分担金及び負担金の1項負担金、1目民生費の負担金の高齢者福祉費負担金であります。こちら老人保護措置費の負担金の徴収額確定に伴いますところの金額として5万4,000円の補正増をお願いするものでございます。

○委員長（石井 旭君） 吉田教育指導課長。

○教育指導課長（吉田桂子君） その下になります。

日本スポーツ振興センター保護者負担金、小学校、中学校、幼稚園分につきましては、それぞれ年度収入額を見込み、計10万4,000円を減額するものでございます。

続きまして、15款使用料及び手数料、説明欄、預かり保育保育料1万7,000円の増額補正は、年度収入見込みによる増額でございます。

以上です。

○委員長（石井 旭君） 島田生涯学習課長補佐。

○生涯学習課長補佐（島田広幸君） 続きまして、生涯学習課所管となります。

説明の欄、その下、小川公民館施設使用料については、来年度の解体工事に向けた準備のため、今年1月より貸館業務を停止しております。そのため、執行見込みとして28万2,000円の補正減をお願いするものでございます。

以上です。

○委員長（石井 旭君） 片岡文化芸術課長。

○文化芸術課長（片岡理一君） 同じくその下、四季文化館施設使用料は、前年度の実績等を踏まえ100万円を減額するものでございます。

以上です。

○委員長（石井 旭君） 比気スポーツ推進課長。

○スポーツ推進課長（比気龍司君） 次に、12ページをお願いいたします。

一番上の説明の欄、小川運動公園、希望ヶ丘公園及び小中学校体育館の使用料につきましては、いずれも使用実績及び見込みにより107万7,000円減額するものでございます。

○委員長（石井 旭君） 小川介護福祉課長。

○介護福祉課長（小川和夫君） 同じページでございます。

16款国庫支出金、民生費国庫負担金の高齢者福祉費負担金でございますが、こちら低所得者保険軽減負担金の交付額決定に伴いまして592万円の補正減をお願いするものであります。

○委員長（石井 旭君） 長沼社会福祉課長。

○社会福祉課長（長沼光子君） 続きまして、同じく2節障害者福祉費負担金、説明欄、障害者自立支援給付費負担金について276万1,000円の補正減。その下、障害者医療費負担金について675万9,000円の補正減をお願いするものでございます。いずれも負担金申請額の変更によるものでございます。

○委員長（石井 旭君） 高根澤こども課長。

○こども課長（高根澤博巳君） その下、こども課所管になります。

説明欄、児童扶養手当負担金182万6,000円を減額するものでございます。内容につきましては、児童扶養手当と歳出見込み減による国庫負担金の減でございます。

その下、児童手当負担金3,306万4,000円を減額するものでございます。内容につきましては、児童手当の歳出見込み減による国庫負担金の減でございます。

○委員長（石井 旭君） 尾形こども家庭センター長。

○こども家庭センター長（尾形 健君） 続きまして、こども家庭センター所管になります。

同じく説明欄、児童福祉施設入所措置費国庫負担金259万9,000円の減額補正をお願いするものでございます。

内容といたしましては、歳出の助産施設利用補助及び母子生活支援施設利用の執行見込みによる国庫負担金の減額となります。

○委員長（石井 旭君） 長沼社会福祉課長。

○社会福祉課長（長沼光子君） 続きまして、その下、生活保護費国庫負担金について300万円の補正減、その下、生活困窮者自立相談支援事業費等負担金について42万6,000円の補正減をお願いするものでございます。国庫負担金申請額の変更による減額でございます。

○委員長（石井 旭君） 石井医療保険課長。

○医療保険課長（石井 博君） 続きまして、5節国民健康保険事業費負担金の説明欄、保険基盤安定負担金について512万4,000円の補正減、未就学児均等割保険税負担金について6,000円の補正減、産前産後保険税負担金について51万2,000円の補正増をお願いするものでございます。いずれも国庫負担金の確定によるものでございます。

○委員長（石井 旭君） 長沼社会福祉課長。

○社会福祉課長（長沼光子君） 続きまして、13ページになります。

一番上、説明欄、地域生活支援事業費等補助金について1,486万6,000円の補正減をお願いするものでございます。補助金額の内示によるものでございます。

○委員長（石井 旭君） 尾形こども家庭センター長。

○こども家庭センター長（尾形 健君） 続きまして、2節児童福祉費補助金、説明欄、高等職業訓練促進事業費補助金86万7,000円の減額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、歳出の高等職業訓練促進費等、扶助費の執行見込みによる国庫補助金の減額になります。

○委員長（石井 旭君） 高根澤こども課長。

○こども課長（高根澤博巳君） その下、こども課の所管になります。

子ども・子育て支援交付金276万3,000円の増額をするものでございます。内容につきましては、延長保育事業及び放課後健全育成事業の経費に対する国庫補助金でございます。

その下、子どものための教育保育給付交付金8,540万7,000円の増額をするものでございます。内容につきましては、民間保育所入所児童委託料及び認定こども園施設型給付費負担金の経費に対する国庫補助金の増額でございます。

金額が大幅な増となっている理由につきましては、歳出で詳しくご説明をさせていただきますが、公定価格における人件費が令和6年4月に遡って増額されたことが影響してございます。

その下、子育てのための施設等利用給付費交付金69万6,000円の減額をするものでございます。内容につきましては、認可外保育施設及び一時預かり事業の経費に対する国庫負担金でございます。

○委員長（石井 旭君） 長沼社会福祉課長。

○社会福祉課長（長沼光子君） 続きまして、その下、説明欄、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金について41万3,000円の補正減をお願いするものでございます。国庫補助金額の申請変更による減額でございます。

○委員長（石井 旭君） 太田健康増進課長。

○健康増進課長（太田由美江君） 続きまして、その下でございます。

説明欄、感染症予防事業等補助金でございますが、実績見込みによる減額で19万4,000円の補正減をお願いするものでございます。

以上です。

○委員長（石井 旭君） 尾形こども家庭センター長。

○こども家庭センター長（尾形 健君） その下になります。

母子保健衛生費国庫補助金33万5,000円の減額補正をお願いするものです。内容としましては、歳出の産後ケア事業委託料の執行見込みによる国庫補助金の減額になります。

続きまして、出産子育て応援交付金210万円の減額補正をお願いするものです。内容につきましては、歳出の出産子育て応援交付金の執行見込みによる国庫補助金の減額になります。

○委員長（石井 旭君） 田山教育企画課長。

○教育企画課長（田山 智君） 6目教育費、国庫補助金欄になります。

説明の欄、公立学校施設整備費補助金について、4,269万円を減額補正するものです。内容ですが、羽鳥小学校校舎増築工事において、令和6年度分の国庫補助金の交付決定に基づく減額補正となります。

続きまして、学校施設環境改善交付金5,837万1,000円を減額補正するものです。内容ですが、納場小学校体育館長寿命化改修工事等、交付金内示額に基づく減額補正となります。

以上です。

○委員長（石井 旭君） 吉田教育指導課長。

○教育指導課長（吉田桂子君） 続きまして、その下、へき地児童生徒援助費等補助金203万1,000円の補正減は、小川北義務教育学校スクールバス運行に対する補助額の確定により減額するものでございます。

また、その下、特別支援教育就学奨励費補助金56万円の補正減は、補助対象額の減額に伴い減額するものでございます。

以上です。

○委員長（石井 旭君） 島田生涯学習課長補佐。

○生涯学習課長補佐（島田広幸君） 続きまして、その下の、国宝・重要文化財等保存整備費補助金については、交付決定額に伴う56万5,000円の補正減をお願いするものでございます。

以上です。

○委員長（石井 旭君） 長沼社会福祉課長。

○社会福祉課長（長沼光子君） 続きまして、2目民生費委託金、説明欄、特別児童扶養手当事務委託金につきまして1万6,000円の補正増をお願いするものでございます。国庫委託金額の変更申請による増額でございます。

○委員長（石井 旭君） 小川介護福祉課長。

○介護福祉課長（小川和夫君） 13ページの最後ですが、説明欄の低所得者保険料軽減負担金でございます。こちら、先ほどの国庫支出金と同じように、軽減負担金としまして296万円の補正減をお願いするものであります。

○委員長（石井 旭君） 長沼社会福祉課長。

○社会福祉課長（長沼光子君） 続きまして、14ページをご覧ください。

3節、説明欄、障害者自立支援給付費負担金について1,040万6,000円の補正増、その下、障害児通所給付費等負担金について824万4,000円の補正増、その下、障害者医療費負担金について625万円の補正減をお願いするものでございます。いずれも県負担金申請額の変更

によるものでございます。

○委員長（石井 旭君） 高根澤こども課長。

○こども課長（高根澤博巳君） その下、児童手当負担金442万9,000円を減額するものでございます。内容につきましては、児童手当の給付の減に対する県負担金の減でございます。

○委員長（石井 旭君） 尾形こども家庭センター長。

○こども家庭センター長（尾形 健君） その下になります。

児童福祉施設入所措置費県負担金161万円の減額補正をお願いするものです。内容としましては、歳出の助産施設利用補助及び母子生活支援施設利用の執行見込みによる県負担金の減額となります。

○委員長（石井 旭君） 高根澤こども課長。

○こども課長（高根澤博巳君） その下、子どものための教育・保育給付費負担金3,113万2,000円の増額をするものでございます。内容につきましては、民間保育所入所児童委託料及び認定こども園施設型給付費負担金の経費に対する県負担金でございます。先ほどの国庫補助金同様、公定価格による人件費の上昇分が令和6年4月に遡って増額されたことが影響してございます。

その下、子育てのための施設等利用給付費負担金34万9,000円の減額をするものでございます。内容につきましては、認可外保育施設及び一時預かり事業の経費に対する県負担金の減でございます。

○委員長（石井 旭君） 石井医療保険課長。

○医療保険課長（石井 博君） 続きまして、6節国民健康保険事業費負担金の説明欄、保険基盤安定負担金について969万円の補正減、未就学児均等割保険税負担金について3,000円の補正減、産前産後保険税負担金について25万6,000円の補正増をお願いするものでございます。いずれも県負担金の確定によるものでございます。

続きまして、7節後期高齢者医療保険事業費負担金の説明欄、保険基盤安定負担金でございますが、県負担金の確定により431万7,000円の補正減をお願いするものでございます。

以上でございます。

○委員長（石井 旭君） 小川介護福祉課長。

○介護福祉課長（小川和夫君） 続きまして、高齢者福祉費補助金となります。説明欄の老人クラブ活動等事業補助金であります。こちらにつきましては、クラブの活動補助金の交付決定額見込みに伴いまして1万9,000円の補正減をお願いするものであります。

○委員長（石井 旭君） 長沼社会福祉課長。

○社会福祉課長（長沼光子君） 続きまして、その下、説明欄、地域生活支援事業費等補助金について743万3,000円の補正減、その下、在宅障害児福祉手当支給費補助金について2万円の補正減、その下、軽度中度難聴児補聴器購入支援事業補助金について10万円の補正減をお願いするものでございます。いずれも補助金額の内示によるものでございます。

○委員長（石井 旭君） 石井医療保険課長。

○医療保険課長（石井 博君） 続きまして、4節医療福祉費補助金の説明欄、医療費補助金について524万2,000円の補正減、事務費補助金について35万2,000円の補正減をお願いするものでございます。いずれも県補助金の確定によるものでございます。

以上でございます。

○委員長（石井 旭君） 高根澤こども課長。

○こども課長（高根澤博巳君） その下、子どものための教育・保育給付費補助金206万9,000円の増額をするものでございます。内容につきましては、認定こども園施設型給付費にかかる経費に対する県補助金でございます。

その下、子ども・子育て支援交付金276万3,000円の増額をするものでございます。内容につきましては、延長保育事業及び放課後健全育成事業にかかる経費に対する県補助金の増額でございます。

○委員長（石井 旭君） 尾形こども家庭センター長。

○こども家庭センター長（尾形 健君） 続きまして、3目衛生費、県補助金、説明欄、フッ化物洗口推進事業費補助金3万1,000円の減額補正をお願いするものです。内容といたしましては、歳出のフッ化物洗口推進事業費補助金の実績に伴う県補助金の減額になります。

次に、出産・子育て応援交付金52万5,000円の減額補正をお願いするものです。内容でございますが、出産・子育て応援交付金の執行見込みによる県補助金の減額となります。

○委員長（石井 旭君） 吉田教育指導課長。

○教育指導課長（吉田桂子君） 続きまして、15ページをご覧ください。

6目教育費県補助金、説明欄、部活動指導員配置事業補助金107万8,000円の補正減は、補助対象額の減額に伴い減額するものでございます。

以上です。

○委員長（石井 旭君） 島田生涯学習課長補佐。

○生涯学習課長補佐（島田広幸君） 続きまして、その下の地域の教育支援体制等構築事業費

補助金については、交付決定額に伴う2万9,000円の補正減をお願いするものでございます。

以上です。

○委員長（石井 旭君） 比気スポーツ推進課長。

○スポーツ推進課長（比気龍司君） 続きまして、その次の段です。

17款県支出金、3項委託金のうち、説明の欄一番下、地域スポーツクラブ活動体制整備事業委託金は、国庫補助金交付見込額によりまして58万円の減額をお願いするものでございます。

○委員長（石井 旭君） 吉田教育指導課長。

○教育指導課長（吉田桂子君） 続きまして、16ページをご覧ください。

20款繰入金、説明欄、教育活動支援基金繰入金110万8,000円の補正減は、自然教室事業額の確定に伴い減額するものでございます。

その3つ下、情報教育支援基金繰入金609万2,000円の増額補正は、今年度9月に行いましたタブレット端末補償契約に充てるための増額でございます。

その2つ下、教員教育研修基金繰入金16万円の減額補正は、年度の事業額確定に伴う減額でございます。

以上です。

○委員長（石井 旭君） 片岡文化芸術課長。

○文化芸術課長（片岡理一君） その下でございます。

文化施設等維持管理運営等事業基金繰入金426万6,000円は、小川文化センター施設維持管理費の光熱水費や修繕料等に充てるため増額をお願いするものでございます。

以上です。

○委員長（石井 旭君） 長沼社会福祉課長。

○社会福祉課長（長沼光子君） 続きまして、17ページをご覧ください。

22款諸収入、説明欄、災害援護資金貸付金元利収入について42万8,000円の補正減をお願いするものでございます。歳入見込み減によるものでございます。

○委員長（石井 旭君） 石井医療保険課長。

○医療保険課長（石井 博君） 続きまして、4項受託事業収入、1目民生費受託事業収入の説明欄、後期高齢者健康診査受託事業収入でございますが、執行見込みにより302万5,000円の補正減をお願いするものでございます。

その下でございます。説明欄、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施受託事業収入

でございますが、対象経費の減額に伴う交付見込額の減により172万9,000円の補正減をお願いするものでございます。

以上でございます。

○委員長（石井 旭君） 島田生涯学習課長補佐。

○生涯学習課長補佐（島田広幸君） 続きまして、5項雑入の上から2段目、公民館事業納付金については、小川、美野里、玉里の各公民館での市民講座の開講状況や受講者数、受講回数に伴う執行見込みとして合計で45万3,000円の補正減をお願いするものでございます。

以上です。

○委員長（石井 旭君） 比気スポーツ推進課長。

○スポーツ推進課長（比気龍司君） そのすぐ下でございます。

各種スポーツ教室納付金につきましては、事業費の見込みによりまして48万円の減額をお願いするものでございます。

○委員長（石井 旭君） 石井医療保険課長。

○医療保険課長（石井 博君） 続きまして、5目雑入、1節医療福祉費返納金の説明欄、第三者行為返納金について1万1,000円の補正増。その他返納金について5万1,000円の補正増をお願いするものでございます。いずれも、医療福祉費で支出した分の返還によるものでございます。

以上でございます。

○委員長（石井 旭君） 島田生涯学習課長補佐。

○生涯学習課長補佐（島田広幸君） 次の3節雑入の上から3段目、自動販売機設置電気料等については、小川公民館の自動販売機撤去に伴う6万7,000円の補正減をお願いするものでございます。

以上です。

○委員長（石井 旭君） 吉田教育指導課長。

○教育指導課長（吉田桂子君） その4つ下になります。

幼稚園送迎バス利用料38万6,000円の減額補正は、年度収入見込みに合わせた減額でございます。

以上です。

○委員長（石井 旭君） 片岡文化芸術課長。

○文化芸術課長（片岡理一君） その下、コンサート入場料20万6,000円の増額は、12月に開

催した学校芸術鑑賞授業における一般の入場者分となっております。

以上です。

○委員長（石井 旭君） 長沼社会福祉課長。

○社会福祉課長（長沼光子君） 続きまして、その下、生活保護費返還金について26万4,000円の補正増をお願いするものでございます。生活保護法第63条、第78条による返還金の増額でございます。

○委員長（石井 旭君） 石井医療保険課長。

○医療保険課長（石井 博君） 続きまして、18ページをご覧ください。

説明欄の一番上でございます。後期高齢者特別対策補助金でございますが、執行見込みにより15万9,000円の補正減をお願いするものでございます。

以上でございます。

○委員長（石井 旭君） 田山教育企画課長。

○教育企画課長（田山 智君） その下になります。

説明の欄、廃止施設物品等売払い収入につきまして、50万円を減額補正をお願いするものです。内容につきましては、閉校施設の物品売払い収入については、予算書16ページの18款財産収入の物品売払い収入として計上されることから、諸収入分を減額するものでございます。

以上です。

○委員長（石井 旭君） 比気スポーツ推進課長。

○スポーツ推進課長（比気龍司君） 同じ説明欄、その3つ下です。

スポーツ振興くじ助成金は、助成金の交付決定に伴い5万6,000円の増額をするものでございます。

以上です。

○委員長（石井 旭君） 石井医療保険課長。

○医療保険課長（石井 博君） 続きまして、説明欄の一番下でございます。

その他でございますが、診療報酬明細書の開示に係るコピー代及び郵送料の請求者負担分といたしまして1,000円の補正増をお願いするものでございます。

以上になります。

○委員長（石井 旭君） 長沼社会福祉課長。

○社会福祉課長（長沼光子君） 続きまして、説明欄のその下になります。

自立支援医療給付費国庫負担金について359万3,000円の補正増をお願いするものでございます。令和5年度の国庫支出金額確定に伴う精算による追加交付金でございます。

○委員長（石井 旭君） 高根澤こども課長。

○こども課長（高根澤博巳君） その下、児童手当国庫負担金24万7,000円の増額をするものでございます。内容につきましては、令和5年度の精算による追加交付分でございます。

その下、児童手当国庫負担金22万3,000円の増額をするものでございます。こちらにつきましても、同様に令和5年度の追加交付分でございます。

その下、子育てのための施設等利用給付県負担金9,000円を増額するものでございます。こちらにつきましては、令和4年度の精算による追加交付分でございます。

その下、子育てのための施設等利用給付交付金2万7,000円を増額するものでございます。こちら、令和4年度の追加交付分でございます。

以上でございます。

○委員長（石井 旭君） すみません、ここで暫時休憩といたします。

10時まで休憩といたします。

午前 9時50分 休憩

午前10時00分 再開

○委員長（石井 旭君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

山崎議員も傍聴されますので、よろしく願いをいたします。

では、説明のほうよろしく願いいたします。

○委員長（石井 旭君） 長沼社会福祉課長。

○社会福祉課長（長沼光子君） 続きまして、歳出の説明に進みます。

33ページをお願いいたします。

説明欄に、社会福祉事務費について273万7,000円の補正増をお願いするものでございます。主な内容といたしましては、1節報酬、12節委託料の減額と社会福祉協議会職員給与改定による18節負担金補助金及び交付金の増額でございます。

続きまして、同じく説明欄4、遺族援護関係経費について83万5,000円の補正減をお願いするものでございます。内容といたしましては、戦没者追悼式の事業が確定したことによる10節需用費、11節役務費、12節委託料、13節使用料及び賃借料の減額並びに市遺族会より

補助金辞退の申出があったことによる18節負担金補助金及び交付金の減額でございます。

以上です。

○委員長（石井 旭君） 石井医療保険課長。

○医療保険課長（石井 博君） 続きまして、説明欄5の国民健康保険特別会計繰出金につきまして3,038万8,000円の補正減をお願いするものでございます。内容でございますが、国民健康保険特別会計繰出金について、職員給与費の執行見込み及び法定外繰出金が不要になる見込みにより1,165万4,000円の減額、保険基盤安定繰出金について負担金の確定により1,975万円の減額、未就学児均等割保険税繰出金について負担金の確定により1万円の減額、産前産後保険税繰出金について負担金の確定により102万6,000円を増額するものでございます。

以上でございます。

○委員長（石井 旭君） 長沼社会福祉課長。

○社会福祉課長（長沼光子君） 続きまして、説明欄6、災害支援事業として40万円の補正減をお願いするものでございます。内容といたしましては、災害援護資金の貸付金返済金の減少によるものでございます。

続きまして、同じく説明欄8、価格高騰重点支援給付金事業、追加分として3,335万3,000円の補正減をお願いするものでございます。事業が完了したことに伴う3節職員手当等、19節扶助費の減額でございます。

続きまして、35ページに移ります。

説明欄13、価格高騰重点支援給付金事業として3,710万1,000円の補正減をお願いするものでございます。事業が完了したことに伴う3節職員手当等、10節需用費、11節役務費、12節委託料、19節扶助費の減額でございます。

以上です。

○委員長（石井 旭君） 小川介護福祉課長。

○介護福祉課長（小川和夫君） 続きまして、35ページから36ページにかけて、ご説明いたします。

初めに、説明欄2の老人福祉事務費でございますが、54万円の補正減をお願いしております。燃料費、ねんりんスポーツ大会でのバス燃料代等の支払い及び単位老人クラブの補助金、その他交付金の決定に伴います減額分であります。

次に、老人福祉施設入所措置事業の説明欄でございますが、339万6,000円の補正増をお

願いするものであります。扶助費につきまして、老人保護措置費の改定により、4月に遡りまして措置費が増額となったことに伴うものであります。

続きまして、説明欄4の敬老会事業でございます。こちら365万円の補正減をお願いしております。決算見込みに伴いまして、報償費分100万3,000円と、同じく36ページの役務費の78万7,000円、負担金及び交付金として186万円のそれぞれ減額分となります。

続きまして、説明欄の8でございます。生活支援事業につきまして、91万2,000円の補正増をお願いしております。決算見込みに伴います報償費分、委託費分の増額分となります。

続きまして、説明欄の12、介護保険特別会計繰出金でございますが、698万2,000円の補正減をお願いしております。決算見込みに伴います減額分となります。

以上でございます。

○委員長（石井 旭君） 長沼社会福祉課長。

○社会福祉課長（長沼光子君） 続きまして、3目障害者福祉費、説明欄1、障害福祉事務費について802万9,000円の補正増をお願いするものです。主な内容といたしましては、11節役務費、22節償還金利子及び割引料として、令和5年度国庫負担金に係る交付額確定に伴う国庫補助等返納金の増額でございます。

続きまして、説明欄2、障害者自立支援給付費給付等事業について6,292万6,000円の補正増をお願いするものです。給付見込額の増により不足が見込まれることから、19節扶助費として自立支援給付費、障害児施設給付費の増額でございます。

続きまして、説明欄3、障害者福祉事業について76万円の補正減をお願いするものです。執行見込額の変更による減額でございます。

続きまして、説明欄4、障害者地域生活支援事業について110万4,000円の補正減をお願いするものです。主な減額の理由は、パラスポーツレクリエーション教室事業完了に伴う7節報償費、11節役務費、重度身体障害者訪問入浴サービス事業の執行額の減少に伴う19節扶助費の減額でございます。

続きまして、37ページです。

説明欄6、在宅心身障害児福祉手当支給事業について27万円の補正減をお願いするものです。支給見込額の減少に伴う減額でございます。

続きまして、説明欄8、障害支援区分認定等事務費について6万円の補正減をお願いするものでございます。障害者介護認定審査会委員の審査会欠席に伴う1節報酬の減額でございます。

以上です。

○委員長（石井 旭君） 石井医療保険課長。

○医療保険課長（石井 博君） 続きまして、38ページをご覧ください。

5目後期高齢者医療費の説明欄2、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業につきまして3万3,000円の補正減をお願いするものでございます。内容でございますが、燃料費、通信運搬費、保険料について執行見込みによりそれぞれ減額するものでございます。

続きまして、説明欄の3、後期高齢者健康診査事業につきまして287万2,000円の補正減をお願いするものでございます。内容でございますが、通信運搬費、手数料、委託料については執行見込みによりそれぞれ減額するものでございます。また、健診等助成費については健康診査において追加項目の受診者が増加したため、増額するものでございます。

続きまして、説明欄の4、後期高齢者医療制度経費につきまして227万2,000円の補正減をお願いするものでございます。内容でございますが、後期高齢者医療広域連合負担金について執行見込みにより174万6,000円の減額、後期高齢者医療保険特別会計繰出金について、職員給与費の執行見込みにより52万6,000円を減額するものでございます。

続きまして、6目医療福祉費の説明欄の1、医療福祉事務費につきまして3万5,000円の補正減をお願いするものでございます。内容でございますが、手数料については処理件数の増加見込みにより6万9,000円の増額、電算処理委託料については執行見込みにより10万4,000円を減額するものでございます。

続きまして、39ページをご覧ください。

説明欄2の医療福祉扶助事業（県補助）につきまして983万9,000円の補正増をお願いするものでございます。内容でございますが、母子・父子・妊産婦・小児の各医療福祉について医療費の増加見込みによりそれぞれ増額するものでございます。

続きまして、説明欄3の小児医療福祉扶助事業（市単独）につきまして706万3,000円の補正増をお願いするものでございます。内容でございますが、特例小児医療福祉費について医療費の増加見込みにより増額するものでございます。

以上でございます。

○委員長（石井 旭君） 高根澤こども課長。

○こども課長（高根澤博巳君） 目の1、児童福祉総務費、説明欄の2、児童福祉事務費の国県補助等返納金24万2,000円の補正増でございます。内容につきましては、令和5年度の子育てのための施設等利用給付費県負担金の精算に伴う返納金でございます。

○委員長（石井 旭君） 尾形こども家庭センター長。

○こども家庭センター長（尾形 健君） 続きまして、その下になります。

4、家庭児童相談事業につきましては、636万円の減額補正をお願いするものでございます。

40ページをお願いします。

内容につきましては、要保護児童対策地域協議会委員報酬の実績額確定による不用額となります。

次に、扶助費でございますが、635万5,000円の減額補正をお願いするものでございます。内容でございますが、助産施設利用扶助費123万9,000円、母子生活支援施設利用扶助費396万円、高等職業訓練促進費等扶助費115万6,000円の執行見込みによる減額でございます。

○委員長（石井 旭君） 高根澤こども課長。

○こども課長（高根澤博巳君） その下、説明欄の5、子ども・子育て会議事業の子ども・子育て会議委員報酬10万5,000円の補正減でございます。内容につきましては、本年が第3期小美玉市子ども・子育て支援事業計画の策定最終年度に当たり、計画内容審議のため複数回の臨時会議の開催を想定してございましたが、開催回数が想定より少なかったための減額でございます。

その下、説明欄の6、子育て応援事業の子育て世帯家事支援助成金でございますが、460万円の補正減でございます。内容としましては、利用者数が想定より下回っているということから減額するものでございます。

続きまして、その下、説明欄の1、児童手当経費の児童手当4,192万円の補正減でございます。内容につきましては、歳入の児童手当負担金の国庫負担金と関連してございますが、令和6年10月からの児童手当制度拡充に備え、9月に補正予算で増額をお願いしてまいりましたが、公務員世帯や新たに対象となる高校生世帯の正確な人数把握が困難であったため、余裕を持った予算計上をしておりました。令和6年12月に、制度改正後の初回支給が行われ、実際の支給対象者数がほぼ明確になり、見込みよりも対象者が少なかったことが判明したため、実際の支給対象者数に合わせて予算額を減額調整するものでございます。また、こちらの内容は、国の制度改正に対応するためのものであり、ほとんどの市町村が同様の対応を取ってございます。

その下、説明欄の2、児童扶養手当経費の児童扶養手当547万7,000円の補正減でございます。内容につきましては、これまでの支給状況から歳出額を精査した結果によるものでござ

ございます。

その下、説明欄の1、保育委託事業の民間保育所入所児童委託料8,907万6,000円の補正増でございます。内容につきましては、歳入で少し触れさせていただきましたが、令和6年度の人事院勧告を踏まえ保育所等に従事する職員の処遇改善が行われ、公定価格における人件費が令和6年4月に遡って10.7%増額されたためのものでございます。

その下、説明欄の2、民間保育所等補助事業の障害児保育事業補助金432万円の補正増でございます。内容につきましては、障害児保育の対象者が見込みより増加したためのものでございます。

その下、延長保育事業補助金390万円の補正増でございます。内容につきましては、1施設当たりの基準額が増額改定されたことによるものでございます。

その下、説明欄の3、施設型給付費の認定こども園施設型給付費負担金5,668万3,000円の補正増でございます。内容としましては、さきにご説明させていただいた内容と同じく、人事院勧告を踏まえ公定価格における人件費が令和6年4月に遡って10.7%増額されたためでございます。

次のページをご覧ください。

説明欄、施設等利用給付費保護者負担金133万1,000円の補正減でございます。内容としましては、認定こども園の預かり保育や一時預かり事業の利用者が想定より減少しているために減額するものでございます。

その下、幼稚園施設型給付費負担金6万円の補正増でございます。内容としましては、市外の幼稚園に通う児童の幼稚園側の単価が公定価格の改定により増額改定されたものでございます。

その下、説明欄の4、放課後児童対策事業の放課後児童対策事業補助金296万1,000円の補正増でございます。内容としましては、補助額の基準額の増額改定によるものでございます。

その下、民間放課後児童クラブ利用促進事業補助金16万1,000円の補正増でございます。内容としましては、民間の放課後児童クラブの利用者数が当初の見込みより増加したものであるものでございます。

○委員長（石井 旭君） 長沼社会福祉課長。

○社会福祉課長（長沼光子君） 続きまして、3項生活保護費に移ります。

41ページ、一番下、説明欄2、生活保護事務費について5,483万2,000円の補正増をお願い

いするものでございます。主な内容といたしまして、8節旅費について研修会等がオンライン開催になったことにより13万5,000円の減額、12節負担金補助金及び交付金について、住居確保給付金事業費補助金の事業給付見込み見直しにより18万3,000円の減額、22節償還金利子及び割引料として、令和5年度国庫負担金に係る交付額確定に伴う国県補助等返納金5,515万円を増額するものでございます。

続きまして、その下、説明欄1、生活保護扶助事業について400万円の補正減をお願いするものでございます。19節扶助費として施設事務費を400万円減額するもので、支出額確定によるものでございます。

以上です。

○委員長（石井 旭君） 太田健康増進課長。

○健康増進課長（太田由美江君） 健康増進課所管でございます。

その下、4款衛生費、一番下のところの説明欄2、保健衛生事務費でございますが、負担金85万3,000円の補正増をお願いいたします。石岡地域緊急診療所及び在宅当番医制運営費の令和6年度実績に伴う補正増でございます。

次のページ、43ページをお願いいたします。

2目予防費、説明欄1、予防接種事業でございます。1,182万1,000円の補正増をお願いいたします。令和7年4月より定期接種となります带状疱疹ワクチンに係ります接種券発行委託料81万7,000円の補正増及び令和6年度新型コロナワクチン接種券作成事業費確定により102万円の減額に伴います委託料20万3,000円の補正減、また償還金利子及び割引料の国県補助等返納金1,202万4,000円の補正増は、令和5年度新型コロナウイルスワクチンに係ります国庫負担金及び補助金並びに感染症予防事業国庫負担金の確定に伴います返納金でございます。

○委員長（石井 旭君） 尾形こども家庭センター長。

○こども家庭センター長（尾形 健君） 続きまして、3目市民健康管理費、説明欄、母子保健事業につきましては519万2,000円の減額補正をお願いするものでございます。内容でございますが、7、報償費21万9,000円、11役務費26万1,000円、12委託料、妊産婦・乳幼児健診委託料300万8,000円、石岡医師会乳幼児健診委託料1万2,000円、産後ケア事業委託料16万7,000円、2、補助金、フッ化物洗口推進事業費補助金2万2,000円、不妊治療費補助金140万3,000円、不育症検査治療費補助金10万円の執行見込みによる減額でございます。

○委員長（石井 旭君） 太田健康増進課長。

○健康増進課長（太田由美江君） 同じく、その下、説明欄2、成人保健事業でございますが、307万3,000円の補正減をお願いいたします。実績見込みによります健診委託料308万5,000円の補正減、令和5年度事業確定によります国県補助等返納金1万2,000円の補正増によるものでございます。

以上です。

○委員長（石井 旭君） 尾形こども家庭センター長。

○こども家庭センター長（尾形 健君） 44ページをお開きください。

説明欄5、出産子育て応援事業でございますが、360万円の減額補正をお願いするものです。内容につきましては、妊産婦タクシー事業補助金45万円、出産子育て応援交付金315万円の執行見込額による減額でございます。

以上です。

○委員長（石井 旭君） 太田健康増進課長。

○健康増進課長（太田由美江君） 次の4目でございます。健康増進施設管理運営費でございます。説明欄1、健康増進施設管理運営費140万円の補正減をお願いいたします。四季健康館施設修繕料といたしまして12万6,000円の補正増、保健施設指定管理委託料の実績見込みから152万6,000円の補正減をお願いするものでございます。

健康増進課所管の補正は以上でございます。

○委員長（石井 旭君） 吉田教育指導課長。

○教育指導課長（吉田桂子君） 続きまして、飛びますけれども57ページをご覧ください。

ここからは、10款教育費となります。

説明欄3、庶務一般事務費につきましては218万3,000円の補正増をお願いするものでございます。主な内容としましては、県職員給与改定に伴う県職員給与費負担金の増額でございます。

続きまして、4、学務一般事務費は37万5,000円の減額補正でございます。こちらは、年度の執行見込みによる減額でございます。

続いて、その下、1、教育指導研究経費21万5,000円の減額補正は、年度の執行見込みによる減額でございます。

その下、2、語学指導経費につきましては、財源内訳補正として企業版ふるさと応援に対する指定寄附金を1,000万円増額し、ふるさと応援基金繰入金を同額減額するものでございます。

その下、4、学校ボランティア活用事業6万円の減額補正は、年度の執行見込みによる減額でございます。

58ページをご覧ください。

説明欄1、小学校運営経費771万8,000円の減額補正は、スクールバス運行業務委託料の契約額確定のほか、年度支出見込みに伴う減額でございます。

以上です。

○委員長（石井 旭君） 田山教育企画課長。

○教育企画課長（田山 智君） その次になります。

説明の欄2、小学校施設管理費について、4,530万4,000円の減額補正をお願いするものです。10節需用費、光熱水費については、700万1,000円の増額補正をお願いするものです。

内容は、小学校及び義務教育学校7校分の電気料金の見込額となっております。12節委託料2,100万円の減額については、急傾斜地草刈委託料100万円、実施設計委託料2,000万円、いずれも執行見込みによる減額補正となります。13節使用料及び賃借料137万5,000円の減額については、羽鳥小学校仮設校舎撤去に伴う減額となります。14節工事請負費3,000万円の減額については、校舎等解体工事の執行見込額による減額となります。

以上です。

○委員長（石井 旭君） 吉田教育指導課長。

○教育指導課長（吉田桂子君） 続きまして、説明欄3、小学校情報教育関係経費1,472万円の減額補正は、年度の執行見込みによる減額でございます。

なお、パソコン保守管理委託料はタブレット端末補償契約を新規で締結するため、6月議会で増額補正をお願いしてございますが、入札の結果、予算計上時より低い金額で契約できたため、減額補正をお願いするものでございます。

続いて、4、保健衛生管理費43万2,000円の減額補正は、年度の執行見込みによる減額でございます。

59ページに移ります。

説明欄1、教育活動振興経費113万2,000円の減額補正は、年度の事業終了による余剰額の減額でございます。

続きまして、中学校費に移ります。

説明欄1、中学校運営経費52万1,000円の減額補正につきましては、年度執行額見込みによる減額でございます。

以上です。

○委員長（石井 旭君） 田山教育企画課長。

○教育企画課長（田山 智君） その次になります。

説明の欄 2、中学校施設管理費については、財源内訳補正として特定財源その他を1,251万8,000円増額し、一般財源を同額減額するものです。

以上です。

○委員長（石井 旭君） 吉田教育指導課長。

○教育指導課長（吉田桂子君） 続きまして、3、中学校情報教育関係経費474万3,000円の減額補正につきましては、年度の執行見込みによる減額でございます。

なお、小学校費同様、パソコン保守管理委託料はタブレット端末補償契約のため、6月議会で増額補正を行いましたが、契約額に合わせて差額を減額するものでございます。

続きまして、4、保健衛生管理費4万1,000円の減額補正につきましては、年度の執行見込みによる減額でございます。

60ページに移ります。

説明欄 2、就学援助費300万円の減額補正につきましては、年度の支出見込額による減額でございます。

続いて、幼稚園費に移ります。

説明欄 2、幼稚園運営経費につきましては、財源内訳補正として、幼稚園バス利用料等について36万9,000円減額し、一般財源を同額増額するものでございます。

また、4、保健衛生管理費2万5,000円の減額補正は、年度の執行見込みによる減額でございます。

以上です。

○委員長（石井 旭君） 島田生涯学習課長補佐。

○生涯学習課長補佐（島田広幸君） 続きまして、61ページをご覧ください。

生涯学習課所管となります。

説明の欄 2 の社会教育総務事務費につきましては、総額で9,000円の補正増をお願いするものでございます。内容としては、報酬及び報償費について決算額を見据えた執行見込みにより減額し、行政区集会施設整備費補助金につきましては、倉数川向区公民館の浄化槽の故障及び腐敗による破損した縁側の修繕工事等への補助金として25万9,000円の増額補正を行うものでございます。

続きまして、説明の欄 3 の社会教育活動総合事業27万5,000円の減額補正は、執行見込みにより補正減をお願いするものでございます。

62ページをご覧ください。

説明の欄 4、青少年対策経費 3 万円の減額補正、説明の欄 5、二十歳のつどい事業費15万円の減額補正は、執行見込みにより補正減をお願いするものでございます。

続きまして、説明の欄 6 の新入学児童用ランドセル購入事業173万4,000円の減額補正は、ランドセル購入費用が確定したため、補正減をお願いするものでございます。

続きまして、公民館費の説明の欄 1、小川公民館事業費 2 万8,000円の減額補正は、執行見込みにより補正減をお願いするものでございます。

続きまして、説明の欄 2 の小川公民館施設維持管理費につきましては、小川公民館の閉館に伴い、防火設備定期報告が不要となったため、防火設備点検委託料の全額30万8,000円の補正減をお願いするものでございます。

続きまして、説明の欄 3 の美野里地区公民館等事業費 9 万8,000円の減額補正は、執行見込みにより補正減をお願いするものでございます。

続きまして、説明の欄 4 の美野里地区公民館等施設維持管理費につきましては、公共施設整備基金の充当による財源内訳補正でございます。

続きまして、説明の欄 5 の玉里公民館事業費14万8,000円の減額補正は、執行見込みにより補正減をお願いするものでございます。

63ページをご覧ください。

説明の欄 2 の図書館運営費 9 万9,000円の減額補正、説明の欄 4、資料館運営費 3 万円の減額補正は、執行見込みにより補正減をお願いするものでございます。

続きまして、生涯学習センター費の説明の欄 1 の生涯学習センター施設維持管理費34万4,000円の減額補正は、排煙オペレーター修繕工事の契約差金により補正減をお願いするものでございます。

以上です。

○委員長（石井 旭君） 片岡文化芸術課長。

○文化芸術課長（片岡理一君） 続きまして、6 目市民文化交流費となります。

ページの最後、説明の欄 2、芸術文化振興事務費75万円の減額は、支出見込額算定によるものとなっております。

64ページをお願いいたします。

3、小川文化センター施設維持管理費は、財源内訳補正となっております。特定財源の欄、国県支出金1,005万6,000円の減額は、当初、特定防衛施設周辺整備調整交付金によりホール用冷房設備の修繕工事を予定していましたが、防衛との調整により、歳入でも触れました文化施設等維持管理運営等事業基金を充てることとなったためでございます。同じく、特定財源の欄、その他でございます。1,526万5,000円の増額は、文化施設等維持管理運営等事業基金繰入金のほか、公共施設整備基金繰入金が含まれており、この繰入金につきましては、借地の取得完了となった小川文化センター外周道路用地取得費に充てるものとなっております。

続いて、次の4、四季文化館施設維持管理費400万円の減額につきましては、電気使用料の不用額、見込額を減額するものでございます。

その下、5、市民文化祭事業、マイナス78万円は事業完了に伴う不用額として補正減をお願いするものとなっております。

以上です。

○委員長（石井 旭君） 比気スポーツ推進課長。

○スポーツ推進課長（比気龍司君） ここから、スポーツ推進課所管でございます。

その下の段、1目保健体育総務費でございます。

説明の欄2の保健体育事務費は7万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。このうち、次の65ページの上段、体力づくり活動推進補助金につきまして、全国大会、関東大会に出場したスポーツ優秀選手、優秀団体の補助金交付対象者が当初の想定を上回ったことにより18万円の増額をお願いするものでございます。

その下の欄でございます。

説明欄の3、体育振興活動経費は426万1,000円の補正減をお願いするものでございます。このうち、7、報償費につきましては、スポーツ教室教師謝金や表彰参加賞等の事業費見込みにより113万4,000円を減額し、また12委託料のうち、地域スポーツ活動体制整備事業委託料は、事業費の見込みにより291万3,000円の減額をお願いするものでございます。

その次、説明欄の1でございます。小川運動公園施設維持管理費は4,220万4,000円の減額補正をお願いするものでございます。このうち、10需用費、電気使用料における見込みにより182万6,000円の減額、12委託料の小川運動公園管理委託料につきましては、施設管理従事者の賃金改定により13万7,000円の増額をお願いするものでございます。

また、14節工事請負費の小川運動公園ちばな広場整備工事の4,000万円の減額につつま

しては、現場から発生するアスファルトコンクリート殻の処分料が当初の想定を下回ったほか、残土の運搬距離の短縮によるもの、また敷地内の雨水排水処理の方法を浸透池処理としたことによって、流末の排水整備工事が不要となったことによるものです。

次の説明欄2の希望ヶ丘公園施設維持管理費は52万3,000円の減額補正をお願いするものでございます。このうち、10、需用費は電気使用料における見込みによりまして62万6,000円の減額、12の委託料の希望ヶ丘公園管理委託料につきましては、施設管理従事者の賃金改定により10万3,000円の増額をお願いするものでございます。

次の説明欄の3、市内体育施設維持管理費は31万8,000円の減額補正をお願いするものでございます。このうち、10、需用費は、市内体育施設の電気使用料の見込みにより100万円を減額し、17、備品購入費では、小川海洋センタープールのコースロープの劣化が激しいことから、その購入に80万円の増額をお願いするものでございます。

以上です。

○委員長（石井 旭君） 石井医療保険課長。

○医療保険課長（石井 博君） 続きまして、ページが飛びまして、68ページをご覧ください。

13款諸支出金、1項基金費、11目の説明欄1、高額療養費貸付基金費でございますが、同基金の廃止により1,000円の補正減をお願いするものでございます。

以上でございます。

○委員長（石井 旭君） 島田生涯学習課長補佐。

○生涯学習課長補佐（島田広幸君） 続きまして、説明の欄の行政区集会施設管理基金費490万円の増額補正につきましては、特定防衛施設周辺整備調整交付金を財源として基金へ積立てを行うものでございます。

その下、図書館図書資料等整備基金費490万円の増額補正につきましても、特定防衛施設周辺整備調整交付金を財源として基金へ積立てを行うものでございます。

以上です。

○委員長（石井 旭君） 片岡文化芸術課長。

○文化芸術課長（片岡理一君） 続きまして、69ページとなりますが、すみません、先ほど説明の中で金額を誤ってしまいました。

64ページをお願いいたします。

ページ、上の表、説明の欄5、市民文化祭事業につきまして、先ほど78万円の減額ということでご説明をさせていただきましたが、7万8,000円の誤りでございます。大変申し訳ご

ございません、訂正をさせていただきます。

それでは、69ページをお願いいたします。

ページの一番上、1、文化施設等維持管理運営等事業基金費につきましては、特定防衛施設周辺整備調整交付金を財源として5,000万円を基金に積み立てるものでございます。

以上でございます。

○委員長（石井 旭君） 吉田教育指導課長。

○教育指導課長（吉田桂子君） 続きまして、その下、1、情報教育支援基金費につきましては、特定防衛施設周辺整備調整交付金を財源としており6,000万円を基金へ積み立てるものでございます。

議案第25号に関する説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（石井 旭君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手によりこれを許します。

谷仲委員。

○13番（谷仲和雄君） 補正予算書のページ、41ページをお願いいたします。

ページ、41ページの2項児童福祉費の説明4、放課後児童対策事業312万2,000円の補正について、それで、この内訳が放課後児童対策事業補助金296万1,000円と民間放課後児童クラブ利用促進事業補助金16万1,000円で先ほど説明がございました。

それで、こちら小美玉市内の公立の放課後児童対策の放課後児童クラブ、これの定員と申込状況等をお聞かせいただければと思います。

○委員長（石井 旭君） 高根澤こども課長。

○こども課長（高根澤博巳君） 谷仲委員のご質問にお答えいたします。

令和7年度の公立放課後児童クラブの利用申込状況でございますが、定員483名に対し申込者が531名となっております。定員の柔軟な運用でも5名ほど入所できない方がいると見込まれてございます。しかし、4年生以降の児童につきましては、学校での場所で放課後を過ごせるようになり、高学年の利用者が少なくなっている傾向がございます。実際に、6年生は約3%程度でございます。公立放課後児童クラブでは、今年度、令和6年度の当初の申込者数が519名ございましたが、令和7年3月13日現在では利用者数が101名減少し、418名となっております。定員を割っているところでございます。退所した児童の傾向を考えますと、年度の早い段階で、この待機は解消されるものと見ております。

説明は以上でございます。

○委員長（石井 旭君） 谷仲委員。

○13番（谷仲和雄君） ありがとうございます。放課後児童クラブというのは、各学校の敷地内というところで各学校にあるかと思うんですが、公立の中で市内の各学校の状況をお聞かせください。

○委員長（石井 旭君） 高根澤こども課長。

○こども課長（高根澤博巳君） ご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、市内に公立の放課後児童クラブですが、全部で6か所ございます。各クラブごとの定員と申込者数もご説明をさせていただきますと、小川南が定員124名に対し137名の申込みがございました。小川北義務教育が120名の定員に対して112名の申込みがございました。羽鳥小が70名の定員に対して57名の申込みでございます。竹原小が66名の定員に対して97名の申込みでございます。堅倉小が65名の定員に対して77名の申込みでございます。そして、納場小が38名の定員に対して51名の申込みということで、納場小が定員について入所できない方が少し出てしまうというところでございます。

以上でございます。

○委員長（石井 旭君） 谷仲委員。

○13番（谷仲和雄君） さっきの数をちょっと確認いたしますが、小川南が124名の定員に対して137名の申込みという、以下、小川北義務が120名の定員に対して112名の申込み、羽鳥小が70名の定員に対して57名の申込み、竹原が66名の定員に対して97名の申込み、堅倉が65名の定員に対して77名の申込みで、納場が38名の定員に対して51名の申込み、これ確認で、そうすると定員に対して申込みのほう割合として多いように、この数から見ると端的に思うんですが、ちょっとそこら辺のところをどのような解釈をすればよいかお聞かせください。

○委員長（石井 旭君） 高根澤こども課長。

○こども課長（高根澤博巳君） ご質問にお答えいたします。

定員の考え方でございますが、柔軟な運用ということがございまして、定員の捉え方については延べ利用人数を開所した日数で割るというものが定員になってございます。

例えば、申込者2名が週3日ずつ利用した場合は、月曜日から土曜日の6で割るという形になりますので、定員としては1というカウントになりまして、申込者数が柔軟な対応ということで、申込者が多くても定員として入所できるという考え方で運用してございます。

○委員長（石井 旭君） 谷仲委員。

○13番（谷仲和雄君） ありがとうございます。

そうしますと、先ほどの答弁にあった納場小学校が1校、その定員に対してオーバーをしているという話になるのかと思いますが、そのところ確認でお願いいたします。

○委員長（石井 旭君） 高根澤こども課長。

○こども課長（高根澤博巳君） ご質問ありがとうございます。

納場小の定員は38ということで設定してございまして、申込者が51ということで、先ほどご説明をさせていただいた、柔軟な運用で計算をしたところでも、やはり定員を超えてしまうというのが現状でございます。

○委員長（石井 旭君） 谷仲委員。

○13番（谷仲和雄君） そういう状況ですね。これは放課後児童クラブの運営というのが、今、民間のほうに委託している形になっているかと思えます。それで、学校を管理しているのが、学校所管だと教育委員会ですとか、あと、放課後児童クラブがこども課、福祉部というところなんで、この傾向に対して、今後の動向ですとか、そういうのを見据えた上で、改善できる方策というのを検討する必要があるのかなというところで、今の質疑のやり取りで感じましたので、そのところを進めていただくように、よろしくをお願いいたします。

私のほうからは以上です。

○委員長（石井 旭君） ほかに質疑はございませんか。

宮内委員。

○2番（宮内勇二君） お疲れさまです。

私のほうから2点ほど。

11ページ、市文化館施設利用料の件なんですけど、要因等が分かれば教えていただきたいと思えます。お願いします。

○委員長（石井 旭君） 片岡文化芸術課長。

○文化芸術課長（片岡理一君） 宮内委員のご質問、市文化館施設使用料の減額につきましてお答えいたします。

1つの要因として考えられるものは、施設の使用料が発生しない館の利用があるものとなります。一般の利用者、団体につきましては、館の使用に当たっては当然使用料が発生しておりますが、一方、市内の学校や保育園、幼稚園に加えまして、自主事業につきましては、各種ボランティアの住民で組織する実行組織による実施となっておりますが、このような利用につきましては使用料が発生しないもので、このように使用料が発生しない利用があるこ

とが要因の一つとして減額になっているものと考えております。

以上でございます。

○委員長（石井 旭君） 宮内委員。

○2番（宮内勇二君） ありがとうございます。

文化施設も3施設あるということで、管理計画を立てられていると思うんですが、エアコンが壊れているとかという話も聞きますので、今後、機能集約等も踏まえて前向きに検討をお願いしたいと思います。

続いて2問目、40ページをお願いします。

子育て応援事業なんですけど、利用実績件数等分かれば教えていただきたいと思います。お願いします。

○委員長（石井 旭君） 高根澤こども課長。

○こども課長（高根澤博巳君） 宮内委員のご質問にお答えいたします。

子育て世帯支援助成金のこれまでの利用件数でございますが、今日現在で2件となっております。利用者はいずれも就学前のお子様を看護、養育している方でございます。妊婦、ヤングケアラーの利用はございません。

説明は以上でございます。

○委員長（石井 旭君） 宮内委員。

○2番（宮内勇二君） せっかくだいい事業なので、周知のほうをしっかりとお願いして使っていただくようお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（石井 旭君） ほかに質疑はございませんか。

よろしいですか。

ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（石井 旭君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第25号 令和6年度小美玉市一般会計補正予算（第9号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○委員長（石井 旭君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで暫時休憩といたします。

11時5分まで休憩といたします。

午前10時55分 休憩

午前11時05分 再開

○委員長（石井 旭君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、議案第26号 令和6年度小美玉市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

石井医療保険課長。

○医療保険課長（石井 博君） それでは、議案第26号 令和6年度小美玉市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ610万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億9,033万5,000円とするものでございます。

まず、歳入についてご説明いたします。

ページが飛びまして6ページをご覧ください。

1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税でございますが、合計額で4,338万5,000円の補正増をお願いするものでございます。内容でございますが、1節医療給付費分現年課税分から3節介護納付金分現年課税分までそれぞれ調定見込みに合わせて補正するものでございます。

続きまして、3款使用料及び手数料の説明欄、督促手数料でございますが、収入実績に伴いまして21万4,000円の補正増をお願いするものでございます。

続きまして、5款県支出金の説明欄、保険給付費等交付金普通交付金でございますが、高

額療養費の給付が増額見込みとなることに伴いまして600万円の補正増をお願いするものでございます。

続きまして、7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金でございますが、合計で3,038万8,000円の補正減をお願いするものでございます。内容でございますが、先ほど一般会計の歳出でご説明申し上げました国民健康保険特別会計繰出金の補正額と同額を計上するものでございます。

続きまして、2項基金繰入金の説明欄、支払準備基金繰入金でございますが、当会計の財源不足額が減額見込みとなることに伴いまして、2,727万2,000円の補正減をお願いするものでございます。

続きまして、7ページをご覧ください。

9款諸収入、4項雑入、1目一般被保険者第三者納付金について234万9,000円の補正増、その下でございます3目一般被保険者返納金について39万6,000円の補正減をお願いするものでございます。いずれも収入実績に伴いまして補正するものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

8ページをご覧ください。

1款総務費、1項総務管理費の説明欄1一般管理事務に要する職員給与費でございますが、185万8,000円の補正減をお願いするものでございます。内容でございますが、職員給与の改定及び執行見込みにより補正するものでございます。

続きまして、説明欄の2一般管理費事務費でございますが、40万5,000円の補正減をお願いするものでございます。内容でございますが、印刷製本費につきましては、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴いまして、資格確認書の用紙購入費用として7万6,000円の増額、委託料につきましては、執行額の確定により48万1,000円を減額するものでございます。

続きまして、9ページをご覧ください。

2項徴税費の説明欄1賦課徴収事務に要する職員給与費でございますが、99万8,000円の補正増をお願いするものでございます。内容でございますが、職員給与の改定により増額するものでございます。

続きまして、2款保険給付費、2項高額療養費の説明欄1一般被保険者高額療養費でございますが、600万円の補正増をお願いするものでございます。内容でございますが、本市国民健康保険加入者の高額療養費の給付の増加が見込まれるため増額するものでございます。

続きまして、4項出産育児諸費の説明欄1 出産育児一時金でございますが、出生数の減少により500万円の補正減をお願いするものでございます。

続きまして、6款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費の説明欄1 特定健康診査等事業費に要する職員給与費でございますが、584万3,000円の補正減をお願いするものでございます。内容でございますが、会計年度任用職員1名が途中で退職し、その後、職員採用の応募がなかったことにより減額するものでございます。

以上で議案第26号 令和6年度小美玉市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（石井 旭君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手によりこれを許します。

よろしいですか。

ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（石井 旭君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第26号 令和6年度小美玉市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（石井 旭君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第27号 令和6年度小美玉市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

石井医療保険課長。

○医療保険課長（石井 博君） それでは、議案第27号 令和6年度小美玉市後期高齢者医療

保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

1 ページをご覧ください。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ639万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億2,808万6,000円とするものでございます。

まず、歳入についてご説明いたします。

ページは飛びまして6ページをご覧ください。

1款1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料でございますが、714万9,000円の補正減をお願いするものでございます。内容でございますが、調定見込みに合わせて減額するものでございます。

続きまして、2目普通徴収保険料、1節現年度分普通徴収保険料について681万3,000円の補正増、その下でございます2節滞納繰越分について7万8,000円の補正増をお願いするものでございます。内容でございますが、いずれも調定見込みに合わせて増額するものでございます。

続きまして、2款使用料及び手数料の説明欄、督促手数料でございますが、収入実績に伴いまして2万4,000円の補正増をお願いするものでございます。

続きまして、3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目の説明欄、事務費繰入金でございますが、職員給与の改定及び執行見込みにより52万5,000円の補正減をお願いするものでございます。

続きまして、その下でございます2目の説明欄、保険基盤安定繰入金でございますが、負担金の確定により575万4,000円の補正減をお願いするものでございます。

続きまして、5款諸収入の説明欄、延滞金でございますが、収入実績に伴いまして5万2,000円の補正増をお願いするものでございます。

続きまして、2項償還金及び還付加算金の説明欄、保険料還付金でございますが、収入実績に伴いまして6万5,000円の補正増をお願いするものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

7ページをご覧ください。

1款総務費、1項総務管理費の説明欄1一般管理事務に要する職員給与費でございますが、52万6,000円の補正減をお願いするものでございます。内容でございますが、職員給与の改定及び執行見込みにより補正するものでございます。

続きまして、2項1目徴税費の説明欄1 徴税一般事務費でございますが、11万6,000円の補正減をお願いするものでございます。内容でございますが、手数料につきましては、保険料の口座振替件数の増加により1万3,000円の増額、電算処理委託料につきましては、執行額の確定により12万9,000円を減額するものでございます。

続きまして、2款1項1目の説明欄1 後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、負担金の確定により575万4,000円の補正減をお願いするものでございます。

以上で議案第27号 令和6年度小美玉市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長（石井 旭君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手によりこれを許します。

よろしいですか。

ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（石井 旭君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第27号 令和6年度小美玉市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（石井 旭君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第29号 令和6年度小美玉市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

小川介護福祉課長。

○介護福祉課長（小川和夫君） それでは、特別会計ですが、議案第29号 令和6年度小美玉

市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明を申し上げます。

議案の1枚目をお願いいたします。

第1条としまして、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,047万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億7,595万円とし、あわせて、介護保険サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ975万4,000円とするものでございます。

初めに、歳入についてご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料ですが、1月末日の調定の徴収額見込みに伴いまして、総額6,518万5,000円の補正増をお願いするものであります。

次に、2款でございます。使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料であります。収入見込みに伴いまして1万7,000円の補正増をお願いいたします。

その下、2目地域支援事業手数料でございますが、収入見込みに伴いまして131万6,000円の補正減をお願いいたします。

続きまして、3款でございます。国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金ですが、負担金交付の決定に伴います5,015万9,000円の補正減をお願いするものであります。

その下、2項国庫補助金でございます。調整交付金としまして3,386万2,000円の補正減をお願いするものです。調整交付金の交付決定額及び総合事業調整交付金の交付額の決定に伴うものであります。

続きまして、地域支援事業交付金の内容でございます。交付決定額の見込みに伴いまして44万1,000円の補正増をお願いするものでございます。

続きまして、3目地域支援事業交付金ですが、こちらは交付決定額見込みに伴います749万6,000円の補正増をお願いするものであります。

同じく4目保険者機能強化推進交付金でございます。交付額決定によります181万6,000円の補正減をお願いするものであります。

続きまして、5目でございます。介護保険保険者努力支援交付金ですが、交付額決定に伴います172万8,000円の補正増をお願いいたします。

続きまして、4款でございます。支払基金交付金の介護給付費交付金でございます。介護給付費の決算の見込みに伴います1,451万3,000円の補正増をお願いするものであります。

7ページをお願いいたします。

2目地域支援事業交付金でございます。交付決定の見込みに伴います35万4,000円の補正増をお願いいたします。

続きまして、5款県支出金の県負担金、介護給付費負担金でございます。介護給付費負担金交付額の決定に伴います4,123万2,000円の補正減をお願いするものであります。

その下の2項県補助金、地域支援事業交付金でございますが、交付決定の見込みに伴いまして27万5,000円の補正増をお願いするものであります。

同じく2目地域支援事業交付金の内容ですが、交付決定の見込みに伴いまして374万8,000円の補正増をお願いするものです。

続きまして、7款でございます。繰入金の一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金ですが、介護給付費の決定見込みに伴います市の負担分といたしまして2,297万円の補正増をお願いするものであります。

続きまして、4目低所得者保険料軽減繰入金でございますが、1,183万9,000円の補正減をお願いいたします。

同じく5目その他一般会計繰入金、1節事務費繰入金ですが、1,811万3,000円の補正減をお願いするものであります。

その下の2項基金繰入金、介護給付費準備基金繰入金でございます。国庫、県支出金、支払基金等の交付決定及び事業費の増額に伴いまして2億262万4,000円の補正増をお願いするものです。

9款諸収入、1項延滞金・加算金及び過料の第1号被保険者延滞金でございますが、収入の見込みから15万2,000円の補正減をお願いするものです。

続きまして、8ページをお願いいたします。

3項、雑入としまして、通所型サービス利用負担金としまして39万4,000円の補正減、成年後見制度審判申立て手数料返還金としまして5,000円の補正増、合わせまして総額38万9,000円の補正減をお願いするものであります。

続きまして、歳出の部でございます。

9ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費の1目一般管理費、説明欄2の一般管理費の内容でございます。3万4,000円の補正減をお願いいたします。決算の見込みに伴います補正減となります。

その下の2項でございますが、徴収費、賦課徴収費、説明欄1の賦課徴収費の内容でございます。こちらは財源内訳補正となります。財源としまして1万7,000円を増額して、あわ

せて一般財源 1 万7,000円を減額する内容でございます。

10ページをお願いいたします。

3 項介護認定審査会費でございますが、2 目認定調査等費の説明欄の認定調査等費でございますが、163万4,000円の補正減をお願いいたします。決算見込みに伴う減額となります。

その下でございます。保険給付費、介護サービス等諸費の説明欄 1 でございますが、介護サービス経費で 1 億8,077万2,000円の補正減をお願いするものであります。決算見込みに伴います補正増の分でございます。

次に、2 項介護予防サービス等諸費でございます。介護予防サービス等諸費の説明欄の 1 としまして、介護予防サービス経費でございます。114万2,000円の補正減をお願いしております。決算見込みに伴います補正減となります。

続きまして、11ページをお願いします。

3 項でございます。その他諸費、1 目審査支払手数料の説明欄の介護報酬審査経費でございますが、11万7,000円の補正増をお願いしております。こちらも決算見込みに伴うところの増額分となります。

続きまして、4 項高額介護サービス等費、1 目高額介護サービス等費ということで、説明欄の 1 で高額介護サービス経費の内容につきまして、141万3,000円の補正増をお願いしております。こちらも決算見込みに伴う増額となります。

その下の 6 項でございますが、市町村特別給付費の説明欄の市町村特別給付費でございます。154万6,000円の補正減をお願いするものであります。決算見込みに伴うところの減額分となります。

12ページをお願いいたします。

3 款地域支援事業費の 1 項介護予防・生活支援サービス事業費でございます。その中の介護予防・生活支援サービス事業費、説明欄 2 としまして介護予防・生活支援サービス事業でございますが、676万2,000円の補正減をお願いしております。決算の見込みに伴うところの減額分でございます。

○委員長（石井 旭君） 酒井地域包括支援センター長。

○地域包括支援センター長（酒井美智子君） 13ページをお願いいたします。

2 目介護予防ケアマネジメント事業費、説明欄 1、介護予防ケアマネジメント事業費でございますが、117万9,000円の減額補正をお願いいたします。いずれも決算見込みによる減額でございます。

その下でございます。2項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費でございます。

説明欄2、地域包括支援センター運営費でございますが、こちらにつきましても、264万1,000円の減額補正をお願いいたします。いずれも決算見込みによる減額でございます。

○委員長（石井 旭君） 小川介護福祉課長。

○介護福祉課長（小川和夫君） その下の続きでございますが、説明欄3といたしまして、包括的支援事業運営費としまして18万6,000円の補正減をお願いいたします。こちら決算の見込みに伴います減額分となります。

次に、2目でございます。こちら任意事業費としまして、説明欄としまして、事業費としましての310万3,000円の補正減をお願いしておりますが、こちら決算見込みに伴うところの減額分となります。

次に、3項でございます。一般介護予防事業費、1目の一般介護予防事業費の説明欄1としまして、一般介護予防運営費でございます。こちらは財源内訳補正分としまして、国庫支出金52万を増額して、一般財源分で同額を減額する内容となります。

○委員長（石井 旭君） 酒井地域包括支援センター長。

○地域包括支援センター長（酒井美智子君） ページ飛びまして、介護サービス事業勘定でございます。資料は20ページからでございます。

25ページをご覧ください。

歳入、1款サービス収入、1項予防給付費収入、1目介護予防サービス計画費収入、説明欄でございますが、介護予防サービス計画費収入でございます。こちらの増額が見込まれましたので、26ページからの歳出と合わせまして、歳入歳出同額の46万3,000円の補正増をお願いするものでございます。

議案第29号 令和6年度小美玉市介護保険特別会計補正予算（第3号）の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（石井 旭君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手によりこれを許します。

谷仲委員。

○13番（谷仲和雄君） 10ページの3項の介護認定審査会費の認定調査等費の163万4,000円の減額に対して、これ認定調査会のほうは月1回のペースというところでよろしいのでしょうか。

○委員長（石井 旭君） 小川介護福祉課長。

○介護福祉課長（小川和夫君） 谷仲委員からのご質問、認定調査会の回数についてお答えいたします。審査に関する合議体が3つあり、それぞれA、B、Cという呼び方をしております。AとB、Cのそれぞれで月2回ずつの会議を行っているところでございまして、AとBは同日の開催としており、全体で月に4回の開催日となっております。よろしく申し上げます。

○委員長（石井 旭君） 谷仲委員。

○13番（谷仲和雄君） 月2回ということで、ありがとうございます。

以上です。

○委員長（石井 旭君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（石井 旭君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（石井 旭君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第29号 令和6年度小美玉市介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（石井 旭君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託されました執行部から提案されました議案の審査については終了いたしました。

この後は議会案件となりますので、執行部におかれましては散会したいと思います。委員の皆さんよろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○委員長（石井 旭君） では、ご苦労さまでした。

〔執行部退席〕

○委員長（石井 旭君） 続いて、請願第1号 脳脊髄液減少（漏出）症医療改善を求める意見書を国及び茨城県に提出することを求める請願について議題といたします。

この請願の内容は、請願書に記載の請願趣旨、請願事項について衆・参議長、内閣総理大臣ほか関係大臣及び茨城県知事と茨城県保健医療部長へ意見書の提出を求めるものであります。

参考に提出者からの参考資料もお配りしています。

委員の皆様から請願についてご意見をいただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（石井 旭君） 特別なければ、どのような症状かということで、脳・脊髄を浮かべている脳脊髄液が減ることで起立性頭痛、耳鳴り、めまい、吐き気、視力低下、光がまぶしい・首から腰痛・手足のしびれ・全身のだるさ・疲れやすい思考力・注意力の低下等、様々な症状が出ている病気であります。

また、原因としましては、外傷性は交通事故・スポーツ・手術等、突発性は原因不明であります。

さらに、県内の請願状況であります。笠間市、取手市、龍ヶ崎市、つくば市、牛久市、水戸市、つくばみらい市、結城市、ひたちなか市、かすみがうら市、境町で採択されております。一応参考とさせていただきます。ご意見がございましたら、よろしくお願ひします。

〔発言する者なし〕

○委員長（石井 旭君） 特別なようですので、委員の皆様、全国に数十万人いると言われている患者の多くは難治性であります。また一般社団法人日本脳脊髄液漏出症学会において専門医制度が現在なく、確率した治療法もないことや難病指定もされていないことを考慮すれば、医療体制を改善することは必要ではないでしょうか。よろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ声あり〕

○委員長（石井 旭君） ありがとうございます。

ないようでありますので、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（石井 旭君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

請願第1号 脳脊髄液減少（漏出）症医療改善を求める意見書を国及び茨城県に提出することを求める請願について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案を採決すべきものと決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○委員長（石井 旭君） ありがとうございます。

全会一致と認め、本案は採択すべきものと決しました。

ただいま採択すべきものと決しました請願は、地方自治法第99条の規定に基づき、国及び茨城県の関係機関へ意見書の提出を求めるものであります。

ここで暫時休憩といたします。

午前11時38分 休憩

午前11時39分 再開

○委員長（石井 旭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど休憩中に意見書案をお手元に配付させていただきましたので、ご意見等がありましたら挙手をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○委員長（石井 旭君） ないようですので、この際、お諮りいたします。

本件の願意達成のため、お手元の案文のとおり当委員会として議長に意見書案を提出したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（石井 旭君） ありがとうございます。

ご異議なしと認め、提出することに決しました。

以上、本日の審査及び協議は全て終了しました。

それでは、副委員長をお願いいたします。



◎閉会の宣告

○副委員長（島田清一郎君） 以上をもちまして文教福祉常任委員会を閉会いたします。  
ご苦労さまでした。

午前11時40分 閉会